

APNICでの議論の状況

議論の全体像

- 移転制度そのものの施行については一定の支持があることは共有されている
- 以下の要件2点について結論を出したうえで、移転提案全体としての施行判断をするべきとの意見が強い (このためコンセンサスに至らず)
 - 移転目的でのAPNIC在庫の消費防止/移転後の移転元に対する制限
 - 在庫枯渇前までの移転時の審議の有無 (公平性の維持/投機目的のアドレス取得の防止)

おおよそ合意されているポイント

- 以下の要素に対しては大きな反対は出ていない
 - 移転元、移転先両者の合意に基づく申請があればAPNICは移転情報のDB更新を認める
 - 移転対象はAPNICのアカウントホルダー
 - LIR、APNICと契約締結をしているPIホルダー
 - NIR/他RIR間との移転も当該レジストリで認めればAPNIC地域との移転は認める

結論の出でいないポイント

- 移転目的でのAPNIC在庫の消費防止/移転後の移転元に対する制限方法
- 移転時のレジストリによる審議の有無/枯渇前と枯渇後の対応の切り分けを行うか

上記2点の要件をとりのぞいた状態での移転提案の施行は移転目的でのAPNIC在庫消費、公平性の維持、投機目的でのアドレス取得等に対する懸念が強い

APNIC28に向けての対応

- Geoff、Philipで前項2点の要件も盛り込んだ移転提案をAPNIC28で実施予定
- 上記2点の要件について盛り込むべき具体的な内容をAPNICのMLにて意見募集中

移転目的でのAPNIC在庫の消費防止/移転元への制限方法

- 案A (Geoff/Philip)
 - 移転元は移転後、24ヶ月間APNICへの追加申請を行なうことができない

案Aに以下の定義を追記

- 案A'(Geoff/Philip派生版)
 - 適用はAPNIC在庫最後の/8分配ポリシー施行まで
 - ある程度の額の課金、最低7日間のAPNICウェブサイトでの周知の上で例外的に追加申請提出も認める
- 案B (JPOPM16提案016-02)
 - アドレスを取得方法によらず、取得したアドレスはその組織で最低12ヶ月保持しなければならない

各案の特徴

- 案A
 - 移転目的でのAPNIC在庫の消費を防ぐことが可能
 - 移転そのものを制限するわけではない
- 案A'
 - 原則案Aと同じだが、APNICへの追加申請が必要な事情も考慮し、条件付例外を認める
- 案B
 - 移転目的でのアドレス取得の防止
 - 移転そのものを一定期間(12ヶ月)制限

各案の比較表

	制限期間	移転元への 制限内容	補足
案A	移転後 24ヶ月	APNICへの追加 申請	N/A
案A'	同上	同上	例外申請も求めるがあ る程度の額が課金され、 7日間ウェブにて周知
案B 提案 016-02	移転後 12ヶ月	方法に限定せず 取得したアドレス	N/A

APNIC MLでの議論 ①

- 現時点では案A/案A'支持がやや優勢
 - 移転元が十分な検討を行なったうえで移転を進めることにつながる
 - 制限は設けても事情により追加申請が必要な場合の救済措置は必要とし、条件付例外を認めるのが案A'
 - 案Bのように移転自体を制限すると本来の目的のDB更新が行なわれないことを懸念

APNIC MLでの議論 ②

- 案Aへの懸念を表明している意見も1名から提示されているが反論されている

- 案Aでは別途企業を立ち上げて申請するとの抜け穴があるとの懸念だが、ある程度は信頼ベースでAPNICで十分審査すれば問題ないとの意見が主流

いずれにしても懸念表明者も条件付で案Aを支持

- その他の意見

- 案Bでの期限を24ヶ月としたほうが移転目的でのアドレス取得防止につながるのでは？
- (とはいえ発言者は案Aを支持)
- リースへの対処はどちらの提案でも対応していない

移転時の審議について

- IPv4在庫枯渇前
 - 移転時にレジストリによる審議を行う
- IPv4在庫枯渇後
 - 審議は行なわない

現在提示
されている案

- 提案016-02は在庫枯渇前の定義がより厳密だがAPNIC MLの提示案と本質的な違いはない
 - 提案016-02 ではIPv4在庫枯渇前=「APNIC在庫の最後の/8の分配ポリシー施行前」と定義

APNIC MLでの議論

- 特に議論はない
 - 異論がないことの現われと考えてよさそう

本日議論したいポイント

- 移転時の審議は行なうべきか
 - Yes/No
 - Yesの場合枯渇前と枯渇後で切り分けるべき？
- 移転元に対する制限を設けるべきか
 - Yes/No
 - Yesの場合どの案でいくか
 - 案A、案A'、案B